

## 委員 長 報 告 書

さる 12 月 5 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 13 号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例について

議案第 14 号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例につい  
て

議案第 15 号 橋本市指定訪問看護事業基金条例を廃止する条例につい  
て

議案第 16 号 橋本市特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第 23 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12 月 10 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも  
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要  
を報告いたします。

### 記

議案第 13 号、議案第 14 号及び議案第 16 号は、いずれも橋本市民病院事  
業と橋本市指定訪問看護事業の統合に伴う条例の制定及び改正で、議案第  
13 号は、橋本市民病院に訪問看護ステーションと居宅介護支援事業所を設  
置し、橋本市民病院の付帯事業として指定訪問看護事業及び指定居宅介護  
支援事業を実施するため所要の改正を行うものであり、議案第 14 号は、橋  
本市病院事業、橋本市指定訪問看護事業等の使用料及び手数料について従  
来の条例から削除し、新たに定めるもの、議案第 16 号は橋本市特別会計か  
ら指定訪問看護事業特別会計を廃止するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 15 号は、橋本市民病院事業と橋本市指定訪問看護事業の統合に伴  
い、橋本市訪問看護ステーションが有する基金を橋本市民病院の事業会計  
へ繰り入れ管理することから、本基金条例を廃止するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第 23 号については、橋本こども園について、現在の指定管理者である社会福祉法人子どもの家福祉会による施設の運営実績等の評価に基づき、引き続き同法人を指定管理者として、令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 5 年間指定するものである。

委員から、幼稚園部分の園児数が年々減少していることについて  ただしがあり、働く保護者が増えていること、また、子ども・子育て支援新制度が始まり、保育の入園条件が緩和されたことで、パートタイムのような短時間就労であっても保育園に入園することができるようになったためである  との答弁がありました。

働く保護者が増えたということであるが、延長保育の利用は増えているか  とのただしがあり、橋本こども園における延長保育の実施は、令和元年度からであり、具体的な傾向は把握していないが、実際に 18 時 30 分を過ぎて閉園間際まで預かっている子どももあり、ニーズは間違いなくある  との答弁がありました。

幼児教育・保育の無償化により、市の負担がかなり増えてくると思うが、見込額は  とのただしがあり、今年度は全額国費による負担となっているが、令和 2 年度からは、保護者負担の 1 / 4 相当額が市の負担となる。試算では、1 年間で約 6, 000 万円から 6, 500 万円の負担増と見込んでいる  との答弁がありました。

保護者からのアンケートによる評価に一部厳しい意見があったことで、法人職員が一丸となり信頼回復と改善に向けて園の運営に取り組んでいる  とのことだが、具体的な取組内容は  とのただしがあり、以前より保護者から要望のあった「給食試食会」を今年から開始している。また、昨年、雨で中止になった「親子フェスティバル」について、今年は「東家体育館」を事前に押さえ、雨の場合にも開催できるよう努めていた。その他、発表会において後ろの席から子どもの姿が見えないという意見が例年あったので、今年は 2 日に分けて発表会を行う等の取組みを行っている  との答弁がありました。

市職員の現地調査による評価において、「食育を通して子どもたちが楽

しく食べ、食べる意欲が育つよう工夫している」という項目が「b」となっている理由について ただしがあり、当該項目は8つの小項目から最終的な評価を決定しているが、「調理員と子どものコミュニケーションが図られているか」という小項目の評価が厳しかったため、最終的に「b」評価となった との答弁がありました。

子育て支援拠点事業の延べ利用者数について、平成27年度利用者が極端に少ないことについて ただしがあり、新園舎の建築工事が開園に間に合わなかったことにより、平成27年度は約11ヶ月間、橋本東保育園のホールなどで子育て支援拠点事業を行ったが、週3回の開催が限界であったため、利用者が少なくなっている との答弁がありました。

議案第24号については、応其こども園について、現在の指定管理者である社会福祉法人顕陽会による施設の運営実績等の評価に基づき、引き続き同法人を指定管理者として、令和2年4月から令和7年3月までの5年間指定するものである。

委員から、市職員の現地調査による評価において、「子どもたちにとって、園生活が楽しく快適に過ごせるようにしている」という項目が「b」となっている理由について ただしがあり、小項目において「一人ひとりの子どもがくつろいだり落ち着けるよう工夫をしている」や「植物や小動物に触れ楽しみながら育てることができるよう工夫をしている」という点において、もう少し努力の余地があるという判断から「b」評価となった との答弁がありました。